

○教育訓練等のため海外に派遣する自衛艦を公式に訪問する外国の元首等に対する礼砲等の実施について（通達）

昭和61年6月11日

海幕総第2809号

海上幕僚長から自衛艦隊司令官・各地方総監・練習艦隊司令官・海洋業務群司令あて
教育訓練等のため海外に派遣する自衛艦を公式に訪問する外国の元首等に対する礼砲等の実施について（通達）

標記について、別添防人教第1250号（45. 6. 15）及び関連文書によるほか、下記により実施されたい。

なお、教育訓練等のため海外に派遣する自衛艦を公式に訪問する外国の元首等に対する礼砲等の実施について（通達）（海幕総第3175号。45. 6. 22）は、廃止する。

記

1 礼式

外国の元首又はその家族（以下「元首等」という。）に対する礼式については、次の各号に定めるところによる。

(1) 送迎者の整列場所

ア 別添防人教第1250号（45. 6. 15）第2項第2号アに定める幹部自衛官以外の幹部自衛官は、げん門付近に整列して送迎する。

イ 准海尉は、アに定める幹部自衛官に準じた位置に整列して送迎する。

ウ 海曹長以下の自衛官は、げん側又は所在の先任指揮官の指定した場所に整列して送迎する。

(2) 送迎者の敬礼

海上自衛隊礼式規則（昭和40年海上自衛隊達第33号）第22条第2項に定めるところによる。

(3) 送迎の際のげん門における号笛の吹鳴

准海尉（准海尉が乗り組んでいない場合は海曹の先任者）1名が、げん門において号笛を吹く。

(4) 艦内における各個の敬礼

ア 勤務又は訓練に従事している者を除き、すべての者が敬礼を行う。

イ 着帽時は挙手、脱帽時は10度の敬礼を行う。

2 旗章の取扱い

元首等が自衛艦に乗艦してから退艦するまでの間、当該自衛艦のメインマストに当該国の旗章を掲揚するものとする。ただし、元首の家族に対する旗章の掲揚は、公式訪問の場合に限る。

関連文書：1 海幕総第2623号（41. 6. 2）

2 海幕総第294号（59. 1. 25）

添付書類：防人教第1250号（45. 6. 15）

海上幕僚長 殿

防 衛 庁 長 官

教育訓練等のため海外に派遣する自衛艦を公式に
訪問する外国の元首等に対する礼砲等の実施につ
いて（通達）

標記について、さきに通達した「教育訓練等のため海外に派遣する海上自衛隊の部隊及び隊員の遵守すべき事項について」によるほか、下記のとおりと定める。

記

1 礼 砲

(1) 礼砲の実施及び発数

自衛艦を公式に訪問する外国の元首又は元首の家族（以下「元首等」という。）に対し、21発の礼砲を行なうものとする。ただし、元首等が礼砲の実施を辞退した場合は、これを省略することができる。

(2) 礼砲の実施要領

元首等の訪問時における礼砲は、乗艦及び退艦のそれぞれの場合に、元首等が乗艇した短艇が、自衛艦から適宜の距離にあるとき行なうものとする。また、岸壁に横づけ中の自衛艦を陸上から訪問する場合も、これに準ずる。

(3) 礼砲実施時の旗章の取扱い

外国の元首等に対し礼砲を行なう場合において、外国の祝日等のため満艦飾又艦飾を行なっている場合を除き、その間、礼砲を行なっている自衛艦のメインマストに当該国の旗章を掲揚するものとする。

2 礼 式

(1) 栄誉礼及び儀じよう

ア 元首等が自衛艦を訪問する場合は、乗艦及び退艦のとき、栄誉礼及び儀じようを行なうものとする。ただし、元首等が栄誉礼及び儀じようを辞退した場合は、これを省略することができる。

イ 栄誉礼を実施する場合は、当該国の国歌及び「君が代」を1回づつ奏し、引き続き栄誉礼冠譜4回の奏楽を行なうものとする。

(2) 乗退艦時における送迎等

ア 送迎者は総員とし、げん門における送迎者は、練習艦隊司令官、隊司令、前任の幕僚、当直幕僚、艦長及び当直幹部自衛官とする。

イ この場合のげん門と列員は8名とする。

関連文書：防教育第2202号（41. 5. 30）